



第2回調布市景観審議会でのご意見♪

第2回審議会では、8名の委員にご出席いただき、パブリック・コメントを実施する景観計画（案）などについて、確認・検討をし、以下のようなご意見やご提案をいただきました。これらのご意見を踏まえ、より良い計画づくりに取り組んでいきます。

主な ご意見

- 景観法に基づく届出制度における届出の規模は、建築物の高さや延べ面積の考え方など、分かりやすい説明が欲しい。
- 景観づくりに積極的に取り組んでいる地区などは、今後必要に応じて景観形成重点地区や景観形成推進地区に設定していくとよい。



調布市景観計画（案）についての説明会を開催しました

調布市景観計画（案）のパブリック・コメントの開始に合わせ、平成25年10月21日（月）に文化会館たづくり8階映像シアターにて、「調布市景観計画（案）」についての説明会を開催しました。



お知らせ

調布市景観計画(案)についての パブリック・コメントを実施しています♪

- **意見募集案件：**調布市景観計画(案)
- **募集期間：**平成25年11月11日(月) (必着)まで
- **案件公開場所：**都市計画課(市役所7階), 公文書資料室(市役所4階), 神代出張所, 各図書館, 各地域福祉センター, 各公民館, 市民プラザあくろす ※各施設で休館日が異なります。ご注意ください。
- **意見などを提出できる方：**市内在住, 在勤, 在学のほか, 不動産の権利者の方など、「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」第2条第2項第1号に該当する方 ※詳細はお問い合わせください。
- **提出方法：**直接又は郵送, FAX, Eメールに住所, 氏名, 上記「意見などを提出できる方」に該当することを証明する事項を明記し, 下記送付先へご提出ください。
なお, 直接提出される場合には, 市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに都市計画課窓口へご提出ください。
- **意見などの公表：**いただいたご意見の概要と, ご意見に対する市の考え方, 市のホームページなどでお知らせします。
- **送付先：**郵送 〒182-8511 都市計画課景観係
FAX 042-481-6800
Eメール tikubetu@w2.city.chofu.tokyo.jp

調布市の景観まちづくりの取組などについて、景観だよりでお知らせしていきます。

発行 調布市都市整備部 都市計画課 景観係

電話番号：042-481-7746 FAX：042-481-6800 Eメールアドレス：tikubetu@w2.city.chofu.tokyo.jp

ちょうふ 景観 だより

第15号

平成25年10月31日発行



第2回調布市景観審議会を開催しました。

平成25年10月4日（金）に第2回調布市景観審議会を開催しました。

第2回景観審議会では、調布市景観計画（案），景観形成基準の解説（素案）及び届出の手引き（素案）について、各委員から様々なご意見やご提案をいただきました。

今回の景観だよりでは、第2回調布市景観審議会や平成25年10月21日（月）に開催した調布市景観計画（案）の説明会の開催報告のほか、調布市景観計画（案）の内容、パブリック・コメントのご案内を掲載しています。





調布市景観計画(案)における景観法の活用について

※現在検討中の内容となっているため、今後の検討で内容を変更することもあります。



調布市景観計画では、良好な景観形成への規制誘導のため、一定規模以上の建築物の建築等について届出をしていただくルールを定めるほか、景観重要建造物や樹木、公共施設の指定について記載します。

さらに、市民との協働あるいは市民の活動を支援する景観まちづくりの取組について、景観計画に位置付けます。

景観行政団体による施策



調布市景観計画(案)の詳しい内容は市のHPまたは、都市計画課の窓口にてご覧ください♪
また、調布市景観計画(案)の概要版を都市計画課の窓口等で配布しています♪
パブリック・コメントの詳細については裏面をご覧ください♪



景観重要建造物って何？

景観重要建造物は、地域の良好な景観の形成にとって重要な建造物や市民に親しまれている建造物等を景観法に基づいて指定するものです。歴史的または文化的価値の高さだけでなく、地域の良好な景観を守り、育むという観点が指定の基準となります。

指定基準

- 市・都指定文化財に指定されている建造物
- 有形文化財に登録されている建造物
- 地域における歴史や文化を後世に伝える建造物
- 地域の良好な景観の形成の規範となる建造物
- 市民に広く愛され、親しまれている建造物

<他市の事例>



旧川喜多邸別邸(神奈川県鎌倉市)



景観重要樹木って何？

景観重要樹木は、地域の良好な景観の形成にとって重要な樹木や市民に親しまれている樹木等を景観法に基づいて指定するものです。

指定基準

- 市・都指定文化財に指定されている樹木
- 保存樹木に指定されている樹木
- 昔からの伝承があり、地域の遺産としての価値がある樹木
- 樹高や樹形が地域のシンボル的な存在となっており、良好な景観の形成に寄与する樹木
- 市民に広く愛され、親しまれている樹木

<他市の事例>



市役所前通りの桜並木(神奈川県相模原市)



景観重要公共施設って何？

道路、河川、公園等の公共施設のうち、景観の骨格や市・地域のシンボルとなっているなど、景観形成上重要な役割を担っている公共施設を景観重要公共施設として指定します。



甲州街道(国道20号)



多摩川



神代植物公園